

令和4年度現業職員の給与改定等に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員現業労働組合

神奈川県高等学校現業労働組合

2 交渉回数

令和4年 10 月 19 日から令和4年 11 月 10 日まで 6回

3 県の提案及び現業労組の主張と合意内容

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
給与改定関係			
月例給	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、給料表を改定したい。	物価高によって職員の生活は苦しい。職員の生活安定のため、賃金改善を要求する。	給料表を改定する。 (令和4年4月1日適用)
期末・勤勉手当	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、勤勉手当の支給月数を 0.1 月分引き上げたい。 令和4年度分については、12 月期に適用したい。		勤勉手当の支給月数を 0.1 月分引き上げる。 (令和4年 12 月期から適用)
地域手当	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、令和4年度の地域手当の支給率を 12.05%に改定したい。		地域手当の支給率を 12.05%に改定する。 (令和4年4月1日適用)
給与カーブの見直し			
地域手当	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、令和5年度の地域手当の支給率を 12.09%に改定したい。	物価高によって職員の生活は苦しい。職員の生活安定のため、賃金改善を要求する。	地域手当の支給率を 12.09%に改定する。 (令和5年4月1日適用)
主な諸制度の見直し			
私傷病休職時の復職調整の見直し	私傷病休職時の復職調整については、結核性疾患については 1/2 以下、その他の心身の故障による私傷病については 1/3 以下としたい。	—	私傷病休職時の復職調整については、結核性疾患については 1/2 以下、その他の心身の故障による私傷病については 1/3 以下とする。なお、令和5年3月 31 日時点で休職している職員については、従前のおりとする。 (令和5年4月1日実施)

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
主な諸制度の見直し			
任期の定めのない常勤職員に係る初任給算定	—	高齢で採用された職員の初任給算定を改善すべき。	任期の定めのない常勤職員の初任給算定における、号給制限を廃止する。 (令和5年4月1日実施)
臨時的任用職員に係る初任給算定	—	臨時的任用職員の初任給算定における、号給制限を廃止すべき。	臨時的任用職員の初任給算定における、号給制限を廃止する。 (令和5年4月1日実施)
臨時的任用職員等の通勤手当の特例(日割支給)	各月の初日に任用が終了し、引き続き各月の2日に任用される臨時的任用職員、育休代替任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付職員については、通勤手当を当月分から支給することとしたい。	—	各月の初日に任用が終了し、引き続き各月の2日に任用される臨時的任用職員、育休代替任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付職員については、通勤手当を当月分から支給するものとする。 (令和5年4月1日実施)
臨時的任用職員の年次休暇	臨時的任用職員の年次休暇については、1の年に20日、年の中途において新たに臨時的任用職員となった場合は任用期間に応じた日数を取得できることとしたい。	—	臨時的任用職員の年次休暇については、1の年に20日、年の中途において新たに臨時的任用職員となった場合は任用期間に応じた日数を取得できるものとする。 (令和5年4月1日実施)
暫定再任用職員等の子の看護休暇及び短期介護休暇の有給化	暫定再任用職員、育児短時間勤務職員、臨時的任用職員及び短時間勤務職員の子の看護休暇及び短期介護休暇を、全て有給休暇としたい。	—	暫定再任用職員、育児短時間勤務職員、臨時的任用職員及び短時間勤務職員の子の看護休暇及び短期介護休暇を、全て有給休暇とするものとする。 (令和5年4月1日実施)
暫定再任用職員等の育児休暇の有給化	暫定再任用職員、臨時的任用職員及び短時間勤務職員の育児休暇を、有給休暇としたい。	—	暫定再任用職員、臨時的任用職員及び短時間勤務職員の育児休暇を、有給休暇とするものとする。 (令和5年4月1日実施)
暫定再任用職員等のボランティア休暇	暫定再任用職員、臨時的任用職員及び短時間勤務職員のボランティア休暇については、任用期間の定めのない常勤職員と同様に措置したい。	—	暫定再任用職員、臨時的任用職員及び短時間勤務職員のボランティア休暇については、任用期間の定めのない常勤職員と同様に措置するものとする。 (令和5年4月1日実施)

